

● 高齢者保健医療福祉推進協議会の概要

(1) 砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者が安心して生活できる総合的な保健・医療・福祉に関する計画を策定し、その円滑な運営に資するため、砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) その他前2号の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 推進協議会は、11人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険被保険者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、必要の都度会長が招集する。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、砂川市市民部介護福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日訓令第15号）

この訓令は、平成11年5月18日から施行する。

附 則（平成12年4月28日訓令第23号）

この要綱は、平成14年2月24日から施行する。

附 則（平成23年12月16日訓令第22号）

この訓令は、平成23年12月16日から施行する。

附 則（平成26年5月1日訓令第32号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

(2) 砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会 委員名簿

組 織		団 体 等	氏 名
関 係 機 関 団 体	保健医療関係者 (4名)	空知医師会砂川部会 部会長	上 口 権二郎
		砂川歯科医会 会長	押 尾 良 悦
		北海道薬剤師会北空知支部 砂川部会長	飯 田 祥 男
		砂川市立病院 副院長	日 下 大 隆
	福祉関係者 (4名)	砂川市社会福祉協議会 会長	小 関 徹
		砂川市民生児童委員協議会 副会長	吉 田 義 弘
		砂川市町内会連合会 副会長	岡 本 昌 昭
		砂川市老人クラブ連合会 会長	鈴 木 日 出 男
	学 識 経 験 者 (1名)	空知医師会 顧問	小 泉 洩
一 般 公 募	介護保険被保険者 (2名)	第1号被保険者	照 井 和 子
		第2号被保険者	熊 谷 仁 美

11名（男9名・女2名）

(3) 砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会の開催

第1回開催 平成26年5月29日

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要、策定スケジュール等について

第2回開催 平成26年8月19日

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の方向性について等

第3回開催 平成26年10月27日

計画骨子（案）、介護保険料、今後のスケジュール等について

第4回開催 平成26年11月25日

計画（中間素案）、今後のスケジュールについて

第5回開催 平成27年1月13日

計画（素案）、今後のスケジュール等について

● 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定推進委員会の概要

（1）砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会設置要綱
（設置）

第1条 高齢者が安心して生活できる総合的な保健・医療・福祉に関する計画を策定し、その円滑な運営に資するため、砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 推進委員会は、次の事項について協議検討する。

- （1）高齢者保健福祉計画に関すること。
- （2）介護保険事業計画に関すること。
- （3）その他前2号の目的を達成するために必要と認める事項

（委員）

第3条 推進委員会の委員は、本市の執行機関及び関係行政機関の職員をもって充てる。

2 委員の任期は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定終了時までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長がその任にあたり、会務を総理する。

3 副委員長は教育長がその任にあたり、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第5条 推進委員会に次の各号に定める専門部会を置き、委員長又は推進委員会の命を受けて第2条に規定する事項の細部事項を協議検討する。

- （1）高齢者保健福祉計画策定専門部会
- （2）介護保険事業計画策定専門部会

2 専門部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成する。

3 部会長は、専門部会を主宰し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

（組織）

第6条 推進委員会、専門部会及び事務局の組織は別表のとおりとする。

（会議）

第7条 推進委員会は委員長が、専門部会については部会長が招集し、会議を運営する。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局を介護福祉課に置き、事務局長及び事務局次長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は市民部長が、事務局次長は介護福祉課長の職にある者がその任にあたる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

2 砂川市老人保健福祉計画策定推進委員会設置要綱（平成4年訓令第12号）は、廃止する。

附 則（平成14年6月28日訓令第20号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成17年6月21日訓令第25号）

この訓令は、平成17年5月31日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月25日訓令第19号）

この訓令は、平成23年10月25日から施行する。

附 則（平成23年12月16日訓令第23号）

この訓令は、平成23年12月16日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第17号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第18号）

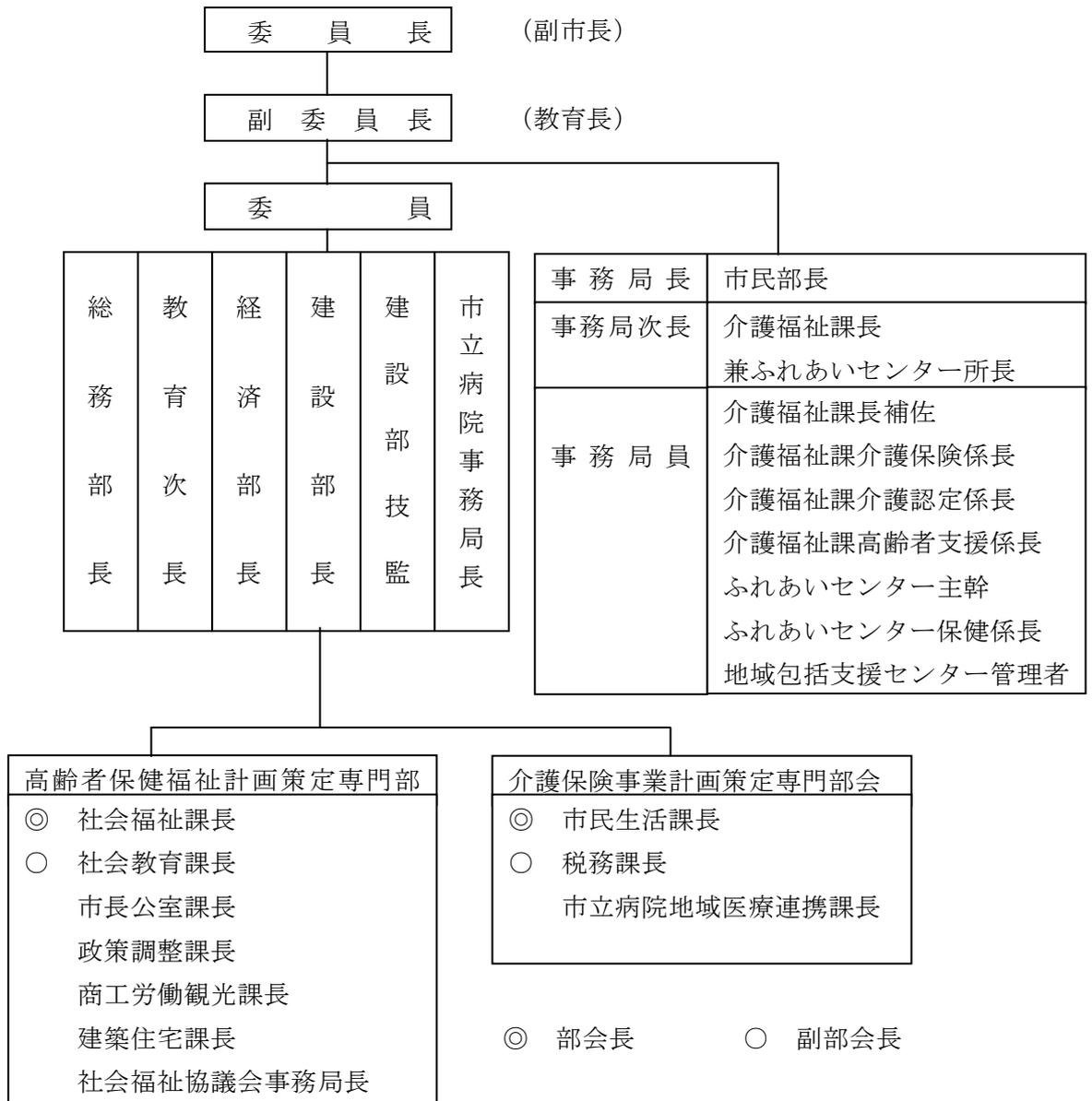
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月23日訓令第49号）

この訓令は、平成26年10月23日から施行する。

別表（第6条関係）

砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会組織図



(2) 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会の開催

第1回開催 平成26年10月6日

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要、策定体制等について

第2回開催 平成26年11月19日

計画（中間素案）、今後のスケジュールについて

第3回開催 平成26年12月12日

計画（素案）、今後のスケジュール等について

[策定専門部会]

第1回開催 平成26年11月14日

計画（中間素案）、今後のスケジュールについて

第2回開催 平成26年12月2日

計画（素案）について

● 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキンググループの概要

(1) 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ設置要綱 (設置)

第1条 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画を策定するにあたり、基本事項の整理、個別事項の選定並びに砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会の運営を円滑に推進するため、砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定に対しての検討を加えるとともに、資料を作成する。

(構成)

第3条 ワーキンググループの委員は、別表のとおりとする。

(運営)

第4条 ワーキンググループに部会長を置く。

2 部会長には、介護福祉課長の職にある者を充てる。

3 ワーキンググループは、部会長が招集する。

(事務局及び事務局員)

第5条 ワーキンググループの事務局は、介護福祉課に置き、事務局員はワーキンググループの委員を兼ねる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関する必要な事項は、部会長が別に定め

る。

附 則（平成 17 年 10 月 25 日訓令第 37 号）

この要綱は、平成 17 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平成 23 年 10 月 25 日訓令第 20 号）

この要綱は、平成 23 年 10 月 25 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 16 日訓令第 24 号）

この要綱は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日訓令第 18 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 20 日訓令第 44 号）

この要綱は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ委員

所 属	計画との関連性
社会福祉課社会福祉係長	高齢者等（障がい者）福祉向上
社会教育課社会教育係長	高齢者の生きがい・社会参加の推進
市長公室課協働推進係長	協働による地域支え合いの推進
政策調整課企画調整係長	第 6 期総合計画との整合性
商工労働観光課企業労政係長	高齢者の就労対策
建築住宅課住宅係長	高齢者に配慮した住宅の整備
市民生活課生活交通係長	高齢消費者の被害防止
税務課市民税係長	介護保険料の調査及び賦課
市立病院地域医療連携課地域医療連携係長	介護・福祉サービス総合相談
社会福祉協議会総務係長	介護サービス・高齢者福祉の充実
【事務局】	
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	高齢者福祉の充実・介護保険事業運営・高齢者保健事業の充実
介護福祉課長補佐	高齢者福祉の充実・介護保険事業運営・高齢者保健事業の充実
介護福祉課介護保険係長	介護保険事業運営
介護福祉課介護認定係長	介護保険要介護認定
介護福祉課高齢者支援係長	介護予防事業・高齢者福祉の充実
ふれあいセンター保健係長	高齢者保健事業の充実
地域包括支援センター管理者	地域包括ケアの推進

(2) 砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループの開催

第1回開催 平成26年10月6日

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要、策定体制等について

● 平成26年度「高齢者アンケート調査」

1. 調査の目的

高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けて、高齢者の生活実態やニーズ、現状と今後の意向等を把握し、平成27年度から29年度までを計画期間とした「第6期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けた基礎資料とする。

2. 調査対象

平成26年5月1日現在、65歳以上(6,221人)のうち、在宅で生活をする要介護認定を受けていない方及び要支援1から要介護2までの方のうち、600人(未認定500人・認定100人)を無作為で抽出。

2. 調査方法

郵送による配布・回収

3. 調査期間

平成26年6月16日～7月18日

4. 回答者の内訳

回答者482人(回収率80.3%)

○男女別

	男性	女性	計	割合
65～69歳	37	47	84	17.4%
70～74歳	45	82	127	26.3%
75～79歳	44	56	100	20.7%
80～84歳	30	59	89	18.5%
85～89歳	27	33	60	12.5%
90歳以上	6	16	22	4.6%
計	189	293	482	100.0%

○認定状況別

		割合
一般	254	52.7%
二次予防	148	30.7%
要支援	41	8.5%
要介護	39	8.1%
計	482	100.0%